

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7		府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （特別土地保有税）		
要望項目名	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における特例措置		
要望内容（概要）	<p>1 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の期限到来後の次期法制においては、現行法を基に、法人税の優遇措置の見直しを行う。</p> <p>2 特例措置の内容</p> <p>(1) 国際物流拠点産業集積地域（仮称）内において、上記優遇制度の適用を受けた場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税等についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>(2) 国際物流拠点産業集積地域における事業所税の軽減措置 資産割 課税標準 1/2（5年間）</p> <p>(3) 特別土地保有税の非課税</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号		
減収見込額	（初年度） ▲12.9 （ — ） （平年度） ▲12.9 （ — ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年のアジア諸国の経済成長は目覚ましく、将来的には中国、インド、ASEAN など我が国を上回る経済圏が出現するとともに、これらの間の経済交流が、今後ますます増大することは確実と見込まれている。このような中で、沖縄が、我が国を含むアジアのハブに位置しており、その地理的特性を生かした沖縄の振興を図っていくことが重要である。</p> <p>一昨年10月に開始された那覇空港を拠点とした国際貨物ハブ事業により、那覇空港の国際貨物取扱量は、中部国際空港を抜いて、成田空港、関西空港について我が国第3位の規模となっている。24時間空港である那覇空港を拠点に、日本を含むアジア主要8都市が極めて効率的に結ばれており、アジアにおけるジャストインタイムシステムの重要なインフラとなっている。</p> <p>これまで沖縄は、物流コストが高いことに加え、台風などの気象の影響により物流が途絶えてしまうリスクがあることから、製造業の立地が進んでこなかったが、国際貨物ハブの開始により、新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の立地が始まりつつある。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は平成24年度からの新たな沖縄振興に向けた主要施策の一つでもあり、観光や情報に次ぐ沖縄県のリーディング産業と位置づけ、併せて、那覇空港、那覇港及び中城湾港の国際競争力を向上させ、沖縄の自立型経済の構築を図る。</p> <p>今後、アジアの中心に位置するという沖縄の地理的優位性を活用し、近隣諸国の成長や活力を効果的に取り込み、沖縄だけではなく我が国全体の経済発展にも波及効果が期待できるものと考えられ、国際物流拠点産業の集積を新たな沖縄振興の重要な柱のひとつと位置づけ、支援施策を行っていくことが必要である。</p>		

	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結節する物流中継拠点を国内に新たに形成することで、アジアの物流需要とともにその成長と活力を取り込み、我が国全体の経済活性化に寄与することを目指す。具体的には、那覇空港、那覇港及び中城湾港を拠点とする周辺地域に特区を創設し、国際物流拠点産業の集積を図る。</p> <p>税制優遇などの大胆な各種施策により、競争力を備えた東アジア諸国の競合地域が物流分野における国際的な地位や役割を向上させるなか、今後、本県に物流拠点を形成するためには、これら競合地域に勝る制度が必要不可欠である。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(内閣府) 政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」 (沖縄県：沖縄21世紀ビジョン、第Ⅱ部(3)の3)) ● 那覇空港および那覇港を機軸とする国際物流拠点の形成を促進するとともに、公租公課の軽減など国際競争力のある空港機能の強化等により、その利点を活用した国際物流や流通加工等の新たな臨空・臨港型産業の集積誘導を図る。
	政策の達成目標	1 民間主導の自立型経済の構築 2 国際物流関連産業のリーディング産業への育成 3 我が国及びアジア経済の発展への貢献を通じた国際物流拠点の形成
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日
	同上の期間中の達成目標	概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出を見指す。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。 ※国際物流拠点産業集積地域・那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定(P)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	法人税等の税制優遇措置を中心に、規制緩和、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような沖縄県への国際物流拠点産業の集積が図られ、沖縄の産業振興に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	貿易手続きの簡素化 (1) 関税の課税物件の確定に関する特例措置 保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを輸入者が自由に選択できる。 (2) 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減
	予算上の措置等の要求内容及び金額	1 物流ハブ活用推進事業 約5億円 2 地方税(法人事業税、固定資産税、不動産取得税)の免除 3 地方税を課税免除した場合の地方交付税による減収補填
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	物流ハブの活用を推進し、国際物流拠点産業の集積を図る。
	要望の措置の妥当性	租税特別措置等と予算措置等との相乗効果により、民間活力主導による沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積が進み、沖縄における自主型経済の発展に寄与する。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>租税特別措置法により沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出すことが期待される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>特別自由貿易地域への企業立地件数：75社（平成23年度末）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成23年8月末 企業立地 44社（累計） （理由） 事業認定のハードルが高いこと、事業認定されてもそのメリットが限定的（「専ら」要件が税制優遇を受ける際の最大の支障）である等が指摘されている。企業を誘致し集積を促すにはインセンティブが必要であるが、現行制度は企業のニーズにあっていないため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年4月：創設 平成14年4月：延長 平成14年税制改正要望（不採決） （特自貿） ・新設法人要件の緩和 ・「専ら」地区内において事業を営む者の要件緩和 ・雇用者人数要件「20人以上」の緩和 ・事業開始認定（法人設立→法人認定）の緩和 （自貿） ○投資税額控除 ・繰越期間の延長（4年→7年） ・対象資産に「器具・備品」を追加 ・リース税額控除の導入 ○特別焼灼制度 ・対象資産に「器具・備品」を追加 平成19年4月：延長 平成19年税制改正要望（採決：23年3月末まで） ・所得控除の適用期限延長 ・投資税額控除 ・特別償却</p>